

- 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 -

条例・規則名 東京都廃棄物条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成17年3月31日・東京都条例第88号

1 概要

廃棄物の適正な処理を徹底するため、廃棄物を排出し、又は処理する事業者に対して、産業廃棄物の処理の状況に係る報告を義務付け、それを公表する制度等を設ける必要があり改めるものである。

具体的な改正内容は次のとおり。

(1) 事業者の責務の追加

- ア 排出事業者の責務として、従業員の教育訓練の実施など、管理体制の整備に向けた取組を行うこと、適正処理の確保のための取組内容を公表することなどを追加する。
- イ 処理業者の責務として、処理の透明性を確保するため処理状況の公表等の措置を行うことなどを追加する。

(2) 特定排出事業者の適正処理実施状況等の報告制度の創設

- ア 多量の産業廃棄物を排出する可能性のある者又は人の健康や生活環境に影響ある産業廃棄物を排出する可能性のある者として規則で定める者を「特定排出事業者」とする。
- イ 特定排出事業者に、産業廃棄物の減量及び適正処理のために講じている事項の知事への報告を義務付け、知事は当該報告内容を公表する制度を設ける。

(3) 産業廃棄物処理業者の処理状況の報告制度の創設

産業廃棄物収集運搬業者（積替え又は保管を行う者）と産業廃

棄物処分業者に、産業廃棄物の処理状況を確認できる事項の知事への報告を義務付け、知事は当該報告内容を公表する制度を設ける。

(4) 廃棄物処理に係る法令に基づく不利益処分情報の公表制度規定の創設

2 施行期日

平成17年3月31日。

ただし、事業者の責務を追加する規定並びに特定排出事業者及び産業廃棄物処理業者に報告義務を課す等の規定は、平成 17年9月1日から施行する。

3 問い合わせ先

環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課指導係

直通電話 03(5388)3586

都庁内線 42-851